

令和5年度生活困窮者への緊急支援活動助成応募要項

1 趣 旨

新型コロナウイルスの直接的、間接的な影響が長期化する中、生活福祉資金特例貸付を始め種々の施策が展開されたが、昨今の物価高騰などにより、引き続き生活再建が困難な方が数多くいます。

そのような人々の中には、行政サービス活用の手続きが行えていない人や、相談支援機関の窓口につなげていない人もおり、こうした人々に支援を届けていくためにも、きめ細かな相談支援が求められています。

沖縄県共同募金会では、そのような人々に対するアウトリーチ活動や相談支援の取組を効果的かつ円滑に進めるため、市町村社会福祉協議会を対象に緊急的な支援を行います。

2 実施主体

社会福祉法人 沖縄県共同募金会

3 助成対象

市町村社会福祉協議会

4 助成対象活動

新型コロナウイルスによる影響の長期化により、生活に困窮している方々を対象とする下記の活動

- ① 食料や日用品の配布事業を通じたアウトリーチ、相談事業
- ② 生活困窮に関する相談事業（電話代、SNS サービス利用料の通信運搬費等）
- ③ 生活相談に来られた方へ緊急的に配布する食料品・日用品等の整備、保管
- ④ 生活に困窮している方を把握するためのアプローチ、つながるためのきっかけづくり（アンケート、電話、訪問等）
- ⑤ その他、助成の趣旨に沿った活動として本会会長が認めたもの

助成金対象経費

応募事業に要する経費を対象とします（ただし事業にかかる人件費、謝金は対象外）。

- ・ 消耗品（食料品、日用品等）
- ・ 備品費（食料保管に係る冷蔵庫等）
- ・ 印刷製本費
- ・ 通信運搬費
- ・ 旅費交通費 等

助成金対象外経費

- ・ 事業にかかる人件費、謝金
 - ・ 食料品や日用品の配布を主な目的とした活動に要する経費（相談支援など他の支援活動と組み合わせた活動は対象とします）
 - ・ 生活相談者個人への直接的な金銭給付に係る活動の経費
 - ・ 当該経費の妥当性が応募趣旨にあわないもの、または応募書から当該経費の必要性が読み取れないもの
 - ・ ボランティア活動保険料（ボランティア行事用保険は助成対象とします）
 - ・ ボランティアの謝金（交通費などの実費弁償は助成対象とします）
 - ・ 法人又は法人役員が所有する場所や物の賃借料
 - ・ 法人の維持・管理のみを目的とした経費
 - ・ 公的補助金又は民間助成金等を受けて実施する事業費
- ※補助金・助成金等で賄うことのできない経費のうち、本会会長が必要と認める経費については、一部助成することができるものとします。

5 助成事業の対象期間

令和5年4月1日～令和6年2月29日

6 助成金額

上限額 50 万円（助成総額 270 万円予定）

7 応募期間・申請方法・提出書類

(1) 応募期間

令和5年9月6日（水）～令和5年9月22日（金）

(2) 応募方法

沖縄県共同募金会ホームページから様式をダウンロードいただき、所定の提出書類に必要事項を入力の上、沖縄県共同募金会まで電子メールでご提出ください。

(3) 提出書類

- ①申請かがみ【様式1】
- ②助成申請書【様式2】

8 助成の決定

- ・ 助成決定の通知は、令和5年10月3日（火）を予定しています。
- ・ 助成総額（270万円）を超える応募があった場合、審査の結果、応募額から減額して助成金額を決定する場合があります。

9 助成金の交付

- ・令和5年10月中旬に概算払いで交付します。
- ・事業終了後、概算払い額に不要額が生じた場合及び報告内容が認められない場合は、送金済みの助成金を返還していただくことがあります。

10 助成事業報告

(1) 事業報告提出書類

- ①報告かがみ【様式3】
- ②助成事業報告書【様式4】
- ③収支決算書【様式4-2】
- ④支出費用の領収書（写し）※原本証明（別紙1）を添付
- ⑤活動状況のわかる写真 2～4枚

(2) 報告期限

助成金の全額執行後2週間以内又は令和6年3月29日(金)のいずれか早い日

11 応募・問い合わせ先

社会福祉法人沖縄県共同募金会

TEL (098) 882-4353 E-mail akaihane@okishakyo.or.jp